

広島県告示第二百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和二年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成十八年広島県告示第五十一号			
	所在地 内 広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀字豊ヶ原、同町大字中筒賀字中全道、同町大字中筒賀字西林、同町大字中筒賀字遅越山及び同町大字中筒賀字中林地			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害 の自然現象 の因と発生 の自然現象		
	区域の名称	土砂災害 の自然現象 の因と発生 の自然現象		
土砂災害警戒区域	田ノ尻川（二一七）地区	土石流	中全道七二五（五〇七六）地区	急傾斜地の崩壊
	田ノ尻川隣一（二一七隣一）地区	土石流		
	田ノ尻川隣二（二一七隣二）地区	土石流		
	田ノ尻川隣三（二一七隣三）地区	土石流		
田ノ尻川隣四（二一七隣四）地区	土石流	田ノ尻川隣四（二一七隣四）地区	土石流	急傾斜地の崩壊